令和元年8月9日 第12116号

]	7	目次	担当課(室)
	后 山 県 夕 幸 	第 在 山 場	K	寺也 劢 务 E (אוא אינא יוויז אינא אינא יוויז אינא אינא אינא אינא אינא אינא אינא אי
	目次	担当課(室)	正する規則 正する規則 の一名を改	人事委員会
				(県例規集登載)	
	【告示】			【公安委員会】	
0	岡山県補助金等交付規則の規定による補	住宅課		○ 警備業法に基づく検定	生活安全企画課
п'	助金等の名称等の制定の一部改正				"
	(県例規集登載)			○ 警備業法に基づく審査	"
0	保安林の指定	治山課			
	【公告】				
0	令和元年度ふぐ処理師試験の実施	生活衛生課			
0	土地改良区役員の住所変更届	耕地課			
0	都市計画の変更案の縦覧	都市計画課			
0	n	JJ			
0	IJ	II			
0	n	JJ			
0	n	JJ			
0	開発許可を受けた開発行為に関する工事	建築指導課			
_	の完了				
0	n	JJ			
0	IJ	II			
0	一般競争入札の実施	用度課			
0	II	II			
0	落札者等の決定	JJ			
0	II	IJ			

◎岡山県告示第三百七十五号

名称等の制定) 和四十一年岡山県告示第五百十三号(岡山県補助金等交付規則の規定による補助金 の一部を次のように改正し、 令和元年度分の補助金から適用する。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原木 隆 十

金等利子補給補助金の項の次に次のように加える。 表土木部の 部平成二十三年台風第十二号による被害に係る岡山県災害復興住宅建設資

	要する費用			
	が行う利子補給に			助金
分の一	住者に対し市町村			等利子補給補
に要する費用の二	受けた被災住宅居		安定	住宅建設資金
利を限度とする。)	めの資金の融資を		住者の生活の	山県災害復興
内で当該融資の年	購入又は補修のた		び被災住宅居	被害に係る岡
一二パーセント以	めの住宅の建設、		やかな復興及	月豪雨による
利子補給(年二・	被災住宅復旧のた	市町村	被災住宅の速	平成三十年七

岡山県告示第三百七十六号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

とおり保安林の指定をする。

令和元年八月九日

原 木

太

保安林の 所在場所

浅口市鴨方町本庄字下名口二三、

土砂の流出

0

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、 択伐による。

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」 その 関係書類を岡山県庁及び浅口市役所に備え置い

覧に供する。)

三〇九〕 ِ ئ ئ 山県ふぐ処理等規制条例 第五条第 項の規定に より (平成二十七年岡 令和元年度ふぐ処理師 Ш 県条例第五 試験を次の 十七号。 以下 とおり実

令和元. 年八 月 九

知 伊 原 木 隆

太

1 時 -和元年十

0

及

び場所

- 一月六日 (水曜 日 時 十五分か
- 2 場所 岡 山 市 北 区 平 田四 Ш 部 健康 づ くり セ
- 学科試
- (1) 条例及び岡 |山県ふ 処理等規制条例施行規 魺 (平成二十七年岡
- に関すること。
- (3)

(2)

ふぐに関する一

般知

- 食品衛生に 関する一 般知
- 2 実技試
- (1) ふぐの 種類及び \mathcal{O} 識 別 関すること。
- (2)食用 0 Š (条例第二条第 号に規定する食用 \mathcal{O} ふぐをい · う。) \mathcal{O} 処 理 \mathcal{O} 技
- 受験資格

調理師法 (昭 和三十三年法律第 百 匝 [十七号) 第二条に規定する調 理師 で 0 て、 次

に掲げるい ず れかに該当する者

次に掲げる期間

の合計が二年以上である者

- (1) ふぐ処理施設 (条例第二条第五号に規定するふぐ処理施設をい う。 (2)12 お
- 同 にお てふぐ処理師 (同条第三号に規定するふ ぐ処理師 をい う。 (2)
- て同じ。) \mathcal{O} 立会い \mathcal{O} 下にその指示を受け て業とし て 食用 Š \mathcal{O} 処 理
- 第二号に規定する食用 0 ぐの 処理をいう。 以下同 従事

ħ

- (2)者 立会い ぐ処理施設に の下にその指示を受けて業とし おい て、 条例 附則第五 頭の 7 食用の 規定によ Š ŋ \mathcal{O} S 処理に従事した ぐ処理師とみなさ
- (3)別第六 項 0 規定により 間とみなされ
- 2 京都府、 埼 奈良県 東京都、 山 香 川県、 石川 高知県、 愛知 福 滋賀県、

県又 か ら当該試験に係る は鹿児島県 \mathcal{O} 知 事 食用 が実施する食用 Š ぐ \mathcal{O} 処 理 \mathcal{O} に S 関 する免許 \mathcal{O} 処 理に を受け 関する試 T

- 3 2 に 間が二年 る者 上であ 立会 V \mathcal{O} 下 そ $\tilde{\mathcal{O}}$ 指示を受け て業とし て食用 \mathcal{O} ふぐ \mathcal{O} 処 理に
- 4 あ 0 当該知事又は市長 \mathcal{O} 項の 業とし 政令で定め て食用 0 \mathcal{O} から与えら る市 ふぐ 0 知事 . О \mathcal{O} 長が実施する食用 処理に従事 又は地域保健法 れた食用の た期間 ふぐ 昭 \mathcal{O} \mathcal{O} Š が二年 処理に関 和二十二年法 \mathcal{O} -以上で 処理 する資格を有 関する ある 百 講習を修了

兀 願書の受付

年十月七 Ħ 持参による場合 送又は信書 日 及び祝日を除 便に は、 よる送付 令 から 和 元年 同月 (五 2 に -十月七 十五 \mathcal{O} 八時三十 日 お (火曜日) (月 7 分 曜 から 「郵送等」 日 までとし 十七時 か ら同 لح 月十 十五 いう。) 同日付け 分までとする 五. 日 \mathcal{O} 火 湯合は、 \mathcal{O} 曜 消印 又は通信 まで

五. 出 書類及び提出先

印があ

るものまで有効とする。

日

(月曜

月

日

- 1 県内居住者にあっ 同 持参に て は、 提出すること。 次 いに掲げ を住所地を管轄す る保健所 (支所を除
- (1) 受験願

うること。 受験願書に受験手数料 なお、 既納 \mathcal{O} 受験手数料 て一 万五千五百六 は 返還 +な 円 分 \mathcal{O} 尚 Ш 収 証紙 を貼

- (2)調理師法第五条第三項 \hat{o} 調 理 免許 証 \mathcal{O} 写 通
- (3)た \equiv $\frac{\Xi}{1}$ 間を 3 又 は 証明する書類 に該 当す る者 に あ ó 7 は、 業として 食用 \mathcal{O} Š \mathcal{O} 処理に 従
- (4)該当する者に あ 0 て は、 $\frac{\Xi}{2}$ \mathcal{O} 免許を受け て VI ることを証 す 類 \mathcal{O} 写
- (5)該当する者に あ 0 て は $\frac{\Xi}{4}$ \mathcal{O} 資格を有 て V ることを証する 書類 写
- (6) 写真票

写真票に、 ル 願 前六月 セ 以 内に メ 撮影 ル した正面、 \mathcal{O} 大きさの 写真 上半身、 (裏面に氏名及び 無帽及び無背景 撮影年月 \mathcal{O} 縦五

岡山県公報 第12116号 令和元年8月9日

3

受験願書等は、

各保健所で交付する。

したも に限る。) を貼り付けること。

2 外居住者にあ 0 ては、 (1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先に持参又は郵

提出すること。

郵便番号 八五

山市北区 内山下二丁目四番六号

山県保 健福祉部生活衛生課

六

合格発表

七 okayama.jp/soshiki/37/) 合格証を交付する。 発表するほ 令和元年十 一月二十日 山県保健福祉部生活衛生課ホ (水曜日) 上に合格者の受験番号を掲載する。 九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所におい ムペ ージ また、 (http://www.pref

受験者には、 受験票を送付する。

2 生活衛生課食の安全推進班 受験手続等につい て不明な点は、 (電話〇八六 住所地を管轄する保健所又は岡 ー二二六ー七三三八)に問い合わせること。

た返信用封 なお、 また、 ドすることもできる。 郵送による受験願書等の請求は、 筒 受験願書等は (A四サイ ズ 用紙が折らずに入る大きさのも Щ 宛先を明記し、 百二十円分の 0 を同封して行うこ ジにおいてダウ 切手を貼

[三一○]土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定によ

土地改良区役員の住所に次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和元年八月九日

木

太

土地改良区の名称

滝谷池土地改良区

変更内容

職 名

理

本田

氏名

亦

変更前住所

変更後住所

和司 久米郡美咲町原田一一 八四 久米郡美咲町打穴西一○九六

更するため、 都市計画法 当該都市計画の 項の 規定により (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項にお 変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。 岡 山県南広域都市計画整備、 開発及び保全の方針を変 て準用する

当該案に つい 縦覧期間満了の日までに 山県知事に意見書を提出するこ

とができる。

令和元年八月九

代表者 [県知

太

都市計

山県南広域都市計画整備、

開発及び保全の

方針

都市計画を変更する土地 0 区

 \equiv

画の変更案の縦覧場所

計画 事業部建設課、 部都市計画課、 山県土木部都市局 浅 П 市産業建設部まちづくり課及び早島 玉 野市建設部都市計 都市計画課、 Ш 市都市整備局 総社市建設部都市計画課、 都市計画課、 町建設農林課 **倉敷市建設局都市**

兀

同法第十八条第一 当該都市計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。 都市計画法 項の 規定により (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項におい 岡山県南広域都市計 画区域 0 区域区分を変更するた て準用する

とができる。 なお、 当該案に ついては、 縦覧期間満了の日までに岡 山県知事に意見書を提出するこ

令和元年八

令和元年八月九

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原 木 隆

太

一都市計画の種類

都市計画を変更する土地の区域

山県南広域都市計

画区

域の

区域区

闭口具有二线路方十间三线

都市計画の変更案の縦覧場所岡山県南広域都市計画区域

計画部都市計画課、 業部建設課 岡山県土木部都市局都市計画課、 浅 市産業建設部まちづくり課及び早島町建設農林課 玉野市建設部都市計画課 岡山市都市整備局都市計画課、 総社市建設部都市計画課、 **倉敷市建設局都市** 赤磐市建設

四 縦覧期間

の変更案を次 都市計画 項 \mathcal{O} とお \hat{O} 規定に (昭 n 和 衆の ŋ 十三年法律第百号) 縦覧に供 県南広域都市 す 第二十一条第二項にお 計画道路を変更するた 8 1 、て準用 当該 する

とができる。 なお、 当該案に 0 1 7 満 0 日までに Ш 知事 に意見書を提出するこ

令和元年八月九日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆

太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画道路

都市計画を変更する土地

 \mathcal{O}

区

6 浅口市金光町地頭下 口市金光町大谷地内から浅 -地内まで П 市金光町 '佐方地内まで及び 浅 口 市金光町下 竹 地内

一都市計画の変更案の縦覧場所

都市計 建設課 県土木部都市局 浅 П 市 玉 都市計画 産業建設 野市建設部都 課、 部まちづ 市計 岡山 市都市整備局 画 ŋ 課及び早島 総社市 建設 都市 町 建設農林課 都市計 画課、 画 赤磐市建設

四 縦覧期間

同法第十八条第一 当該都市計画 四 都市計画法 項の規定により鴨方都市計画整備、 の変更案を次の (昭 和 四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する とおり公衆の縦覧に供する。 開発及び保全の方針を変更するた

なお、 当該案に つい ては、 縦覧期間満了の日までに岡山県知事に意見書を提出するこ

とができる。

令和元年八月九

代表者 岡山県知

木

太

画 \mathcal{O}

鴨方都市計画整備、

開発及び保全

一の方

都市計画を変更する土地の 区域

三

都市計

画の変更案の縦覧場所

岡山県土木部都市局 都市計画課、 浅 \Box 市産業建設部まちづくり課及び里庄町農林建

設課

兀 縦覧期間

更案を次のとおり 同法第十八条第 三五 都市計画法 公衆 項 \hat{O} の縦覧に供する。 規定により鴨方都市計画道路を変更するため、 (昭 和 四十三年法律第百号)第二十一条第二項におい 当該都市 て準用する 計画 0

当該案に つい 縦覧期間満了 \dot{o} 日までに岡 山県知事に意見書を提出するこ

とができる。

令和元年八月九1

岡山県 代表者 岡山県知事 伊

木

太

都市計画の種類

都市計画を変更する土地の区域鴨方都市計画道路

浅口市金光町大谷地内から浅 町地頭下地内 口市金光町佐方地内まで及び浅口市金光町下竹地内

二 都市計画の変更案の縦覧場所

山県土木部都市局 都市計画 課、 浅 П 市産業建設部まちづくり 課及び里庄町農林建

設課

四 縦覧期間

[三一六] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月九日

伊 原 木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ノ坪三四六ー二、 三四六 匹 三四七

許可を受けた者

の住所及び氏名

倉敷市真備町岡田二二二—三

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第四八号

[三一七] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月九日

岡山県知事 伊原木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央五丁目一三一一二三、真壁字中溝三三八一六

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央六丁目一-

一二四プリム

ーズ二〇三

三谷 将史

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第九二号

次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月九日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島上成三六八−五サンライズC−一○三

7場 - 平

許可番号

 \equiv

岡山県指令建指第一二二号

札を実施する。 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 11 て、 次 いのとお ŋ 般競争入

令和元年八月九日

岡山県知事 伊 原 木 隆

太

1 調達内容

1) 購入物品名及び数量

放射線測定装置 1式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び放射線測定装置仕様書 (以下「入札説明書等」 という。)

(3) 納入期限

令和2年3月27日

岡山県公報 第12116号

(4)

入札説則

入札説明書にし

(5)

該金額に1円未満の端数があ る金額を入札書に記載する であるか免税事業者であるかを問わず, 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 て落札価格とするので, 調達物品の本体価格のほか, -切の諸経費を含めた額と 1 \wedge Ø 入札者は, ときは、 見積もった契約金額の110分の100に相当す その端数金額を切り捨て 消費税及び地方消費税に係る課税事業者 \$ \$ \$ 輸送費及び入札説明書等に記載する作 落札決定に当た

2 競争入札参加資格

令和元年8月9日

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 令和元年度に県が発注する物品の調達契約であっ 「資格告示」 ものである 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, という。) に定め る資 格をいう。) (平成31年岡山県告示第30号 て地方公共団体の物品等又は特 を得ている 資格審査の申請手続等。 格付区分が
- 2) 地方 治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4 舥 \sim 項の規定に該当

契約に係る この公告の日から落札者が決定する日までの間において, の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこ 般競争人札 (条件付) 参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告 物品の売買, 修理等の

 \cap

- 契約に係る この公告の日から落札者が決定する日までの間において, 一般競争入札 (条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の処置を 物品の売買,
- いる者又は会社更生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされて (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てが
- ω 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う 一般競争入札への参加を希望する者で, \sim (1)の資格を得ていないものは,

申請書の入手先, 岡山市北区内山下二丁目 提出先及び問い合わせ先

岡山県出納局用度課管理班

(岡山県庁2階)

(2) 申請書の提出期限

令和元年9月10日 $\langle \times \rangle$ 用午

- 契約条項を示す場所等
- 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

(086)

- 2 入札説明書等の交付期間及び交付方法
- 交付期間

染変 令和元年8 (平成元年岡山県条例第2 旦 9 Ш (金) から同年9月10日 守 祭網 1項に規定する県の休日を除く。) 8 J H (岡山県の休日を定める

交付方法

(1)の場所にて交付する。

交付する入札説明書等は, 返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, 郵送による交付を希望する場合は, 注意する 縦297ミ \subseteq メートル, 交付に必要な期間を十分に考慮し, (1)の場所に請求するこ 横210ミリ トン, $_{\circ}^{\circ}$ 重さ110グ

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は, 持参又は郵便若 \wedge は信書便による送付 上江) 「郵送等」

4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年9月18日(水) 11時10分

岡山県公報 第12116号

殴とする。 ただし、 郵送等による場合にあっては, 令和元年9月17日 \mathcal{E} 17時を受領期

イ 揚所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

郵送等によ る場合にあっては, (1)の場所に提出する 408

ひ その街

を受け付けない。 持参の場合にあ ては、 入札開始前及び開札開始後においては, 入札書の提出

5 入札者に要求される事項

令和元年8月9日

送等によるものを含む。)しなければならない。 で指定する添付書類を令和元年9月10日 の一般競争入札に参加を希望する者は, (\times) 17時ま 般競争入札参加申出書及び入札説明書 4(1)の場所に提出

場合には, 入札参加希望者は, それに応じなければならない。 契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

6 ペの街

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証分

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

に係る入札書は, を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 熊郊とする。 入札者に求められる義

(5) 契約書作成の要否

瞅

(6) 落札者の決定方法

で 最低の価格をもっ 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内 て有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その街

岡山県公報 第12116号

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

Name and quantity ofthe products to be purchased

Radiation measuring apparatus 1 Unit

(2) Delivery date

By 27 March (Friday), 2020

(3) Delivery place

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

令和元年8月9日

11:10 A.M. 18 September (Wednesday), 2019

(5) Contact point for the notice

Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division

Uchisange, Kita ·ku, Okayama— Okayama— ·ken, 700 - 8570,

Japan

TEL 086-226-7540

札を実施する。 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 11 て、 次 いのとお ŋ 般競争入

令和元年八月九日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

1 調達内容

1) 購入物品名及び数量

蛍光X線分析装置 1 対

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び機器規格仕様書 () T 「入札説明書等」 という。)

(3) 納入期限

令和2年1月31日(金

入札説明

岡山県公報 第12116号

(4)

入札説明書による

(5) 入札方法

該金額に1円未満の端数があ る金額を入札書に記載する であるか免税事業者であるかを問わず, 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 って落札価格とするので, 調達物品の本体価格のほか, -切の諸経費を含めた額と 1 \wedge Ø 入札者は, ときは、 見積もった契約金額の110分の100に相当す その端数金額を切り捨て 消費税及び地方消費税に係る課税事業者 \$ \$ \$ 輸送費及び入札説明書等に記載する作 落札決定に当た

2 競争入札参加資格

令和元年8月9日

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和元年度に県が発注する物品の調達契約であっ る契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 「資格告示」 ものである 修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格, という。) に定め る資 格をいう。) (平成31年岡山県告示第30号 て地方公共団体の物品等又は特 を得ている 資格審査の申請手続等。 格付区分が
- 2) 地方自 治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4 舥 \sim 項の規定に該当

契約に係る この公告の日から落札者が決定する日までの間において, の規定による入札参加の停止の処置を受けている者でないこ 般競争人札 (条件付) 参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告 物品の売買, 修理等の

 \cap

- 契約に係る この公告の日から落札者が決定する日までの間において, 一般競争入札 (条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の処置を 物品の売買,
- いる者又は会社更生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされて (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てが
- ω 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う 一般競争入札への参加を希望する者で, \sim (1)の資格を得ていないものは,

申請書の入手先, 岡山市北区内山下二丁目 提出先及び問い合わせ先

岡山県出納局用度課管理班

(岡山県庁2階)

(2) 申請書の提出期限

令和元年9月10日 $\langle \times \rangle$ 用午

- 契約条項を示す場所等
- 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

(086)

- 2 入札説明書等の交付期間及び交付方法
- 交付期間

染変 令和元年8 (平成元年岡山県条例第2 旦 9 Ш (金) から同年9月10日 守 祭網 1項に規定する県の休日を除く。) 8 J H (岡山県の休日を定める

交付方法

(1)の場所にて交付する。

交付する入札説明書等は, 返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, 郵送による交付を希望する場合は, 注意する 縦297ミ \subseteq メートル, 交付に必要な期間を十分に考慮し, (1)の場所に請求するこ 横210ミリ トン, $_{\circ}^{\circ}$ 重さ110グ

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は, 持参又は郵便若 \wedge は信書便による送付 上江) 「郵送等」

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年9月18日(水) 11時40分

岡山県公報 第12116号

殴とする。 ただし、 郵送等による場合にあっては, 令和元年9月17日 \mathcal{E} 17時を受領期

イ 揚所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

郵送等によ る場合にあっては, (1)の場所に提出する 408

ウベの街

を受け付けない。 持参の場合にあ ては、 入札開始前及び開札開始後においては, 入札書の提出

5 入札者に要求される事項

令和元年8月9日

送等によるものを含む。)しなければならない。 で指定する添付書類を令和元年9月10日 の一般競争入札に参加を希望する者は, (\times) 17時ま 般競争入札参加申出書及び入札説明書 4(1)の場所に提出

場合には, 入札参加希望者は, それに応じなければならない。 契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた

6 ペの包

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証分

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

に係る入札書は, を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 無效とする。 入札者に求められる

(5) 契約書作成の要否

瞅

(6) 落札者の決定方法

で 最低の価格をもっ 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内 て有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その何

岡山県公報 第12116号

詳細は, 入札説明書による。

7 Summary

Name and quantity ofthe products to be purchased

-ray fluorescence spectrometer 1 Unit

(2) Delivery date:

By 31 January (Friday) , 2020

(3) Delivery place

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

令和元年8月9日

11:40 A.M. 18 September (Wednesday) , 2019

(5) Contact point for the notice

Government Office, Treasury Bureau, Office

Supplies Division

Uchisange, Kita ·ku, Okayama— Okayama— ·ken, 700 - 8570,

Japan

TEL 086-226-7540

年政令第三百七十二号) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し (平成七

令和元年八月九1

岡山県知事 伊原木 隆 太

落札物品の名称及び数量

ロータリ除雪車 (二・二 m級) - -

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

同工步占条月月月記

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三

落札者を決定した日

令和元年六月六日

落札者の名称及び住所

兀

株式会社NICHIJO大阪支社

大阪府大阪市淀川区西中島五丁目五番十五号

五 落札金額

九三、七四四、 〇 〇 〇 円 (うち 消費税額及び地方消費税の額六、

九四四、

〇〇〇円)

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成三十一年四月二十六日

岡山県公報 第12116号 令和元年8月9日

年政令第三百七十二号) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し (平成七

令和元年八 月九

山県知事 伊 原 木

太

札物品の 名称及び数量

+ t級サイドシャ ツ ター 付

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

山県出納局用度課

山市北区内山下二丁目 [四番六号

三 落札者を決定した日

令和元年六月二十四日

几

落札者の名称及び住所

マツカスタマー サポ 株式会社中国カン

=

岡山支店

岡山市南区妹尾三三四四

五. 落札金額

三五、一六四、 八〇〇円 (うち消費税額及び地方消費税の額二、 六〇四、 八〇〇円)

六 契約の相手方を決定した手続

般競争入札

七 入札公告日

令和元年五月十四

◎岡山県人事委員会規則第十九号

特地勤務手当等に関する規則の 部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月九日

人事委員会委員長

信

特地勤務手当等に関する規則の 一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則 (昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号) \mathcal{O} 一部を

別表第一

の一級地の項中

加賀郡吉備中央町円城」

を

「加賀郡吉備中央町上田

西西

のように改正する。

規則の規定は、

平成三十一年三月八

から適用する。

この規則は、

公布

 \mathcal{O} 日

この規則による改正後の特地勤務手当等に関する

改める。

◎岡山県公安委員会告示第百十七号

業法 警備員等 四十七年法律第百十七号。 \mathcal{O} 検定を次のとおり実施する。 以 下 という。) 第二十三条第一項の

令和元年八月九日

岡山県公安委

員

検定に係る警備業務の種別等

試 実	警備業務 試験	種別及び級 区部
験 月七日(土曜 日) 日	験 保 日 日 日 日 日 日 日 日	分験実施期日
後五時まで	前十一時まで	時間
岡山県運転免許センターー三岡山市北区御津中山四四四	岡山県警察本部小橋町庁舎二五岡山市中区小橋町一-一-	場

二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内 の営業所 に属する警備員で県外に 住所を有するも

のうち、次のいずれかに該当するもの

が であって、 十三条第四項の合格証明書(以下 条に規定する二級の検定 警備員等の検定等に関する規則 年以上であるもの 当該合格証明書の交付を受けた後、 (貴重品 運搬警備業務に係るもの (平成十七年国家公安委員会規則第二十号) 第四 「合格証明書」 当該種別の警備業務に従事した期間 という。) の交付を受けている者

2 都道府県公安委員会が に掲げる者と同等以上の 知識及び能力を有すると認め

幸

二 検定申請手続

- 提出書類
- (1) 所定の様式による検定申請書 一通
- (2)請前六月以内に撮影した無帽、 写真 二枚 (縦の長さ三センチメ 正面、 上三分身、 ル 横の長さ二・四センチメ 無背景の で、 その裏面に氏

岡山県公報 第12116号 令和元年8月9日

(2)

名及び撮影年月日を記入したも

(3)その

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事し てい たことを証明する警

備業者等の作成に係る書面 各

二2に該当する者

イ

都道府県公安委員会が二 1 に掲げる者と同等以上 知識及び能力を有する者

認める書面の写し 通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類

県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

工

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 诵

提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、 郵送又は信書便による申請及び代理人による申請 は 認め な

3 提出期間

令和元年九月三十日 (月 <u>日</u> か 同年 日 (金曜日 までの 午前

分から午後五時まで

兀 検定手数料

万六千円

岡山県収入証紙により、 検定申請時 に納付すること。

なお、 検定手数料は、 納 付後は 返還しない

五. 受検定員

三十人。 ただし、 請順に受け付 け、 受検定員に達したときは、 提出 期 間

も受付を締め 切

六 受検票の交付

検定申請者に対 して、 検定申請書を提出 した警察署におい て交付する。

七 問い合わせ先

- 1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課
- 県内の各警察署の生活安全課
- ハーその他
- 申請者は、 学科試験につい 午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。 検定当日の午前 八時三十分から受付を開始するの
- 1 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。
- 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検につい て別途指示し、

に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

岡山県公安委員会告示第百十八号

警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二十三条第一 項の規定により、 警備員等

 \mathcal{O} 検定を次の とおり実施する

令和元年八月九

畄 安 委 員

検定に係る警備業務

試験 月十四日	(二級) 曜日) 警備業務試験月十五日 電日)	種別及び級区分実施署
四日(土	日)和元年十一	期 日
後五時まで	前十一時まか	時
から午	よで午	間
岡山県運転免許センター	岡山県警察本部小橋二五	場
タ 四 四 四 四	橋町庁舎	所

検定対象者

県内に住所を有する者又は県内 の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 通

(2)名及び撮影年月日を記 請前六月以内に撮影した無帽、 写真 二枚 (縦の長さ三センチメ 入したもの) 正面、 上三分身、 横の長さ二・ 無背景の もの 四センチ で、 その裏面に氏 ル

(3)

県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類

営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者 0 営業所が 県内にあることを疎明する書類 通

提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、 認め な

令和元年九月三十

日

(月曜

月

から同年十月

四日

(金曜日)

までの午前

八時三十

3

検定手数料 分から午後五時まで 万六千円

兀

五 受検定員

岡山県収入証紙により、

検定申請時に納付すること。

なお、

検定手数料は、

納

付後は返還し

ない

ただし、 請順に受け付け、 受検定員に達したときは、 提出期間内であ

検証申请替こ 受検票の交付

も受付を締め

切る。

検定申請者に対 検定申請書を提出した警察署におい て交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(〇八六)二三四-〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 -請者は、 学科試験につ 午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。 ては、 検定当日 この午前 八時三十分から受付を開始す るの

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検に て別途指示

に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第百十九号

検定に とおり実施する。 警備業法 よる改正 \mathcal{O} た者 前 部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定によ に対する審査 警備業法 昭昭 (学科試験及び実技試験を実施する者に限る。) 和四十七年法律第百十七号) 第十一 条の二に規定する

令和元年八月九日

岡山県公安委員

一審査の区分等

·二級) 備業務(一級 貴重品運搬警	二級) 業務(一級・ 交通誘導警備	施設警備業務	二級) 業務 (一級・ 空港保安警備	審査の区分
			日(水曜日)	期
			十三	日
			午 午 前 零 九	時
			時まで	間
		Ą	高山県警察本部小橋1 一二五 一二五 一二五	場
			町 庁 一	所

一 審査対象者

の表の上欄に掲げる審査の区分に応じ、 同表の下欄に掲げる対象者とする。 ただ

し、次の者を除く。

- 規則」 警備員等の検定に関する規則 \mathcal{O} 「検定規則」という。) に限る。) 年以上である者 警備員等の検定等に関する規則 という。) 第一条に規定する警備業務 に従事しており、 の施行の際現に検定規則附則第三条の規定による廃止前の (昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。 かつ、 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。 当該警備業務に従事している期間 (受けようとする審査の区分に係るも が継続
- 2 検定規則の施行の際現に旧規則第一 条に規定する警備業務 (受けようとする審査

定講習をいう。) の区分に係るものに限る。) 間が継続 して 一年以上である者 の講師として従事しており、 に係る指定講習 (旧規則第十二条第一項に規定する指 カゝ つ、 当該講師として従事し している

	空		施		交		务貴	彩
審	空港保安警備業務		施設警備業務		交通誘導警備業務		重品運搬警備業	
査	安警		備業		導警		運 搬	
0	備業		務		備業		警備	
区	務				務		業	
分	— 級	二級	— 級	二級	一 級	二級	— 級	二級
	級旧の規	級旧又規	検 旧定 規	は旧二規	級旧の規	級旧又規	一旧級規	旧規
対	検 則	は則二第	に則合第	級則の第		は則二第	の則 検第	則第
	に 一 合 条	二 級 の 条	格一 し条	検 一 定 条	検定に合格則第一条に	級 一 の 条	定一 に条	一 条
	し規	又は二級の検定に合格した者規則第一条に規定する空港保安警備業務	た者に規定する常駐警備業務に係る	に合格した者に規定する常駐警備業務に係る一	し規	又は二級の検定に合格した規則第一条に規定する交通	合格した	
	た者する	に合って	定 す	格しま	た者する	定する	したま	に規定する貴重品
象	る空	格の空	る 常	た者常	る 交	格るし交	者る貴	台貴
	港 保	た港保	駐 警	駐 警	通 誘	た選話	重品	重品
	者する空港保安警備業務	安警	備業	備業	導 警	者。警備業務	運 搬	運搬警備業務
	備業	備業	務 に	務 に	備業	備業	警備	警備
者	に		係る	係 る	に	務 に	業 務	業務
	係る	に係る	級		係る	に係る	た者する貴重品運搬警備業務に係る	に
	_		0	級 又	1	3	る	係る

一 審査申請手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による審査申請書 一通
- (2)名及び撮影年月日を記入したもの) 請前六月以内に撮影した無帽、 写真 (縦の長さ三センチメー 正面、 上三分身、無背景のもので、 横の長さ二・四センチメー その裏面に氏
- (3) 旧検定合格証の写し等
- ア 岡山県公安委員会が発行した旧規則第一条に規定する警備業務に係る検定の (以 下 「旧検定合格証」という。) を保有している者

受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し

通

- イ いる者 県公安委員会以 住所地 及び従事する警備業者の営業所が県 0 都道府 県公安委員会が発行 た旧検定合格証を保有 にあるも
- (7) 受けようとする審査 \mathcal{O} 区分に係る旧 検定合格証 0 写
- (1)住所地 あること又は 従事する警備業者の 営業所 が県 内 に あること

を疎明する書類

- ウ いる者で、 山県公安委員会以外の 住所地が県内にあるも 都道府 県公安委員会が発行 た 旧 検定合格 証を保有

(T)

受けようとする審査の

区分に係る旧

検定合格証

 \mathcal{O}

写

诵

- (1)住所地が県内にあることを疎明する書類 诵
- 工 山県公安委員会以外の 都道府 県公安委員会が発行 た 旧 検定合格 証を保
- いる者で、 従事する警備業者の営業所が県内に あるも

区分に係る

検定合格

証

0

写

诵

(T)

受けようとする審査の

(1)従事する警備業者の営業所が県内に あることを疎明する書類 通

提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の 生活安全課

(2)県外に住所を有する者

県内の各警察署 生活安全課

なお、 郵送又は信書便による申請及び 代 理 による申請は 認 8 な

3

提出期

令和元年九 月 日 月 日 か 5 同 月 子 日 (金曜 日 までの 午前 八時三十分か

後五時まで

4 審查手数料

四千七百円

注 尚 山県収 入証紙 によ り、 審査申請時に納付すること。

なお、 審査手数料 は、 付 後は 返還 しな

兀 審査定員

合わせて三十人 (同時に二以上の審査を受けることはできない。) とする。 ただ

請順に受け付け 審査定員に達したときは、 提出期間内であっ ても受付を締め切る。

五. 問 合わせ先

- 1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課
- 1 県内の各警察署の生活安全課
- その他
- 審査に際しては、 筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。
- 審査は、 学科試験及び実技試験とし、 学科試験が合格基準に至らなかった者に対

は、実技試験を行わない。